

令和3年 第1回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年1月15日(金) 午後2時00分～午後3時7分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

2番 麻生 祐三子 3番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第1号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

- 議長 みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）
- 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。
- それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。
- 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。
- また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。
- それでは、ただいまから令和3年第1回豊後大野市農業委員会を開会いたします。
- (とき：午後2時4分)

(2) 議事録署名委員の指名

- 議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。2番 麻生祐三子 委員、3番 後藤綾子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

- 議長 日程3の報告事項に入ります。
- まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第12回定例総会から本日の令和3年第1回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)
- 私からの報告は、以上です。
- 議長 続いて、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号10番までの10案件について朗読) 以上です。
- 議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
- 委員 [ありません]の声あり
- 議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第1号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第1号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和3年1月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。

(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

それでは、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員

5番、犬飼の小野不二夫です。1月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。当該地については、買取希望者の社会福祉法人●●●●理事長●●●●氏から、社会福祉施設●●●●の施設拡張のために周辺で代替地を探してみたが適当な土地が見つからなかったため譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず売買するため、除外していただきたいとのことであります。変更後の農地区区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地 に該当するため、第1種農地となります。許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のgの(a)の土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当するため許可できるものに該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区区分は、第1種農地に該当し、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当し、やむを得ず転用は可能であるとなりました。以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第1号について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長

無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。

審査報告は、番号1番の1案件につきましては、転用は可能であるとのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第1号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。
それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年1月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和3年1月18日公告予定分を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後2時27分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時28分)

議長 次に「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号3番までの3案件について、
地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番及び番号2番の2案件を9番 久保田直宏
委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。1月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたしま
す。番号1番及び番号2番の2案件についてですが、まず、番号1番の案件については、
譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへ、番号2番の案件については、譲渡人
●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの、それぞれ交換による所有権移転について
であります。それぞれ譲受人と譲渡人は、所有している田が相手方の自宅近くに存在する
ため、それぞれの自宅付近にまとめて農業経営の効率化を図りたいと考え、交換すること
で話がまとまったため、申請を行ったものです。番号1番の譲受人の権利取得後の経営面
積は、95アールとなり、番号2番の譲受人の権利取得後の経営面積は、103アールとなり、
それぞれ下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するも
のはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告し
ます。

議長 次に、番号3番の1案件を6番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6番委員 緒方の渡邊丸美です。1月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたしま
す。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへ
の贈与による所有権移転についてであります。譲渡人は、市外在住で農地の管理に苦慮し
ていました。申請地付近で農業を営んでいる譲受人に相談したところ、譲受人も、自身の
経営地に近く利便性が良いため、贈与することで話がまとまり、今回申請を行ったもので
す。譲受人の権利取得後の経営面積は63アールとなり下限面積の40アールを超えていま
す。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、
問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件に
ついて、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第3号の番号1番から番号
3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であ
ります。

これから採決します。議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案
のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。まず番号1番の1案件を12番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12番委員 緒方の三宮憲治です。1月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてです。申請地は、亡祖父が昭和52年3月頃に車庫を建築しました。その後、亡祖母が平成14年2月頃に浄化槽を設置し、残地を庭として整備して、これまで利用してきました。今回、実家を空き家バンクに登録する計画を立てた際に、申請地が農地であり、許可が必要ことが分かったため、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番及び番号3番の2案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。1月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番及び番号3番の2案件につきましては、互いに隣接地であり、委任状が提出されていることから、一括して報告します。まず、番号2番の案件については、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてです。申請地は、獣害が多く、周囲の山林化により日照条件も悪くなったこともあり、耕作が困難となったため、杉苗200本を植林し、今後は山林として管理したいので申請を行ったものです。次に、番号3番の案件については、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてです。申請地は、獣害が多く、周囲の山林化により日照条件も悪くなったこともあり、耕作が困難となったため、杉苗100本を植林し、今後は山林として管理したいので申請を行ったものです。審査の結果、いずれも許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を14番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14 番委員

大野の工藤妙子です。1月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、山際にある農地で、耕作に不適な土地でした。亡父が農地の管理が困難だったため、平成元年3月頃、221番に杉50本、225番に杉50本、合わせて杉100本を植林し、平成10年3月頃一部植え替えて、これまで山林として管理してきました。今回、農地法の許可が必要なのとわかり、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第4号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声多数

議長

無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第4号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第4号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長

挙手全員により、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは説明します。事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。

「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」であります。ここで、転用事務担当の川野より、番号3番の案件について1点補足があります。図面の23ページと概要書兼審査票の11ページをご覧ください。

事務局

事務局の川野です。私の方から、図面の修正を一点お願いします。23ページに番号3番の案件の字図がありますが、方角が記載されておりません。大変申し訳ありません。この図面を縦に見ていただいた際に、申請地の左側に230番があります。この230番が、申請地から見て真北にあたりますので、修正をお願いします。なお、方角について修正をする理由については、ご覧いただいている審査票の9番目の項目で、周辺の農地に影響を与えないことを審査していただきます。その際には、概要書の5番目の申請地の状況を参考に審査をしていただくようになりますが、周囲の状況について、方角がわからないと審査が出来ませんので、修正をお願いします。以上です。

事務局

それでは、改めて読み上げて説明します。
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員

三重の久保田直宏です。1月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、建築土木工事を主として、介護予防サービス事業、電気工事等、様々な分野の事業を行う法人です。譲受人は、三重町内田地区に資材置場を所有していますが手狭となったため、増設する計画を立て、農地以外の土地を探しましたが、費用や面積で話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も、以前から管理に苦慮していた農地だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に番号2番の1案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員

朝地の小野伊八郎です。1月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も、農業を行っておらず管理に苦慮していたため、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に番号3番の1案件を14番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14番委員

大野の工藤妙子です。1月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考え、事業候補地を探していました。農地以外の土地を検討しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談したところ、売買する事で話がまとまり、今回申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農

地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第5号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第5号の番号1番から番号3番までの3案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第5号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 これをもちまして、令和3年第1回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後3時00分)

議事録署名委員 2番委員 麻生 祐三子

〃 3番委員 後藤 綾子